

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	5 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	11 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	7 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から60年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から60年6月まで

私は、A社を退社して、昭和58年12月、B社を設立した。

退社時に健康保険の任意継続はせず、国民健康保険に加入したので、国民年金にも加入していたはずである。国民年金に未加入とされていることは納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたとして、申立期間のうち昭和60年1月から同年6月までの国民年金保険料が含まれている可能性のある「60年分の所得税の確定申告書」(写)を提出している。

この「60年分の所得税の確定申告書」(写)には「社会保険料控除」の欄に39万7,910円と記載されているが、その内訳を示す関係資料は、申立人も申立期間において申立人の確定申告書の作成を依頼されていた税理士事務所も共に廃棄済みのため、納付したとする国民年金保険料額は明らかでない。

しかしながら、「社会保険料控除」欄に記載された金額から、これを基に推定される厚生年金保険料及び健康保険料(昭和60年7月から同年12月まで)並びに国民健康保険税(昭和60年1月から同年6月まで)を控除した後に申立期間の国民年金保険料と考えられる残額が生じることから、国民年金保険料が含まれていたものと考えるのが自然である。

また、申立期間のうち、昭和59年分に係る確定申告書(写)は保存されていないが、納付があったと推認される昭和60年度分よりも保険料が低額である当該期間の保険料を納付しなかったとする特段の理由は見当たらな

い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和53年12月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年12月から54年3月まで

私は、昭和53年12月25日に会社を退職したため、国民年金への加入手続きを行い、妻の国民年金についても任意加入から強制加入への変更手続きを行った。「ねんきん特別便」を見て、はじめて未納とされていることを知ったが、妻は納付済みで、私だけ未納とされていることは考えられない。30年以上前のことなので領収書等の資料は無いが、私だけ未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、未納期間及び未加入期間は無く、納付意識が高かったことがうかがえる。

また、申立期間は4か月と短期間であるとともに、同居の妻については、申立期間の保険料が納付済みとなっている。

さらに、申立人の国民年金手帳記号番号は、社会保険事務所の記録によると、昭和55年3月ごろに払い出されており、その時点で、昭和54年度分の国民年金保険料の免除申請を行ったが、申立期間については、過年度であることから、保険料の免除申請ができないため、時効直前で納付可能であった申立期間に係る保険料のみ納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年7月から53年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月から53年9月まで

私は、高校を中退後、県外の会社で1年間修業し、昭和46年4月からは実家のあるA市へ戻り、家業を手伝っていた。20歳到達後は、会社の税理士が国民年金の加入手続をし、父親が国民年金保険料を納付してくれていたはずである。

私以外の家族は皆、国民年金又は厚生年金保険に加入しており、跡継ぎの私だけ加入手続をしていないとは考えられないし、私の妻と妹が、私の国民年金手帳を覚えているので、未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和46年7月から53年6月までは、申立人は、その父親が国民年金保険料を納付していたと供述しているところ、その父親は、36年4月から60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付している上、その母親も、申立期間を含む45年4月から60歳になるまで国民年金保険料をすべて納付している。

また、申立期間当時の申立人の姉妹の年金加入状況をみると、申立人の二人の姉は、20歳前後に申立人の父親が経営している個人商店の厚生年金保険の加入期間があるほか、申立人の妹は、当該個人商店の厚生年金保険の加入期間及び国民年金保険料の納付期間があるなど、申立人の両親及びその姉妹は国民年金又は当該個人商店の厚生年金保険のいずれかに加入していることからみて、申立人のみ、そのどちらの年金制度にも加入していなかったとは考え難い。

さらに、その妹は、申立人の国民年金手帳が、両親と自分の年金手帳とともに保管されていたことを記憶している上、申立人の両親が申立人

の分のみ国民年金保険料を納付していなかったとは考えられないと証言している。

加えて、申立人の妻は、婚姻後に申立人の母親から、申立人名義のカーキ色のような国民年金手帳を渡され、大切に保管するよう言われたと証言している。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和 53 年 7 月から同年 9 月までは、前記の個人商店が倒産した同年 7 月に、申立人は、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその父親と離れて B 市に転居しており、A 市で当該個人商店を手伝っていた時と同じように、その父親が申立人の転居後も引き続き申立人の国民年金保険料を納付していたとは考え難い。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 46 年 7 月から 53 年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年4月及び同年5月

私は、国民年金に加入して以来、国民年金保険料を2か月か3か月ごとに自宅に集金に来ていた婦人会の人に、妻の分と合わせて私が納付していた。

しかし、申立期間の保険料が未納となっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和35年10月ごろに国民年金に加入し、保険料の徴収が始まった36年4月から37年3月まで申請免除を受けた後、45年6月に厚生年金保険に加入するまで、申立期間の2か月を除き保険料を納付している。また、申立人の妻も36年4月から1年間の申請免除を受けた後、60歳に到達するまでの保険料を、申立期間を含めすべて納付しており、申立人夫婦の保険料納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、社会保険事務所が保管する申立人に係る特殊台帳を見ると、申立期間の欄には「時効消滅」と記されており、申立人の妻に係る特殊台帳の備考欄には、申立期間の保険料は昭和50年12月27日に特例納付により納付された記録が記載されている（併せて、昭和51年11月1日に特例納付保険料が還付決定された記録も記載されている。）ことから、申立期間の保険料は現年度納付ではなく、特例納付により納付されたと推認でき、保険料納付意識の高かった申立人夫婦が、妻の保険料のみ特例納付し、申立人の分を納付しなかったとは考えにくい。

なお、申立人の妻の申立期間に係る保険料は、記録上、現在も納付済みであるにもかかわらず、特殊台帳に特例納付保険料の還付記録が見られることから、申立人の申立期間の特例納付保険料が事務的過誤により妻の過誤納分として還付処理された可能性もうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和43年6月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年6月から47年2月まで

私は、昭和47年2月か3月ごろ、自宅に市役所の職員と思われる人の訪問を受け、今なら3年ぐらいさかのぼって国民年金に加入できると言われたので、国民年金の加入手続をするとともに、3年分の保険料として2万円を支払い、お釣りをもらったことを記憶している。

しかし、さかのぼって保険料を納付した昭和43年6月から47年2月までの期間が国民年金に未加入となっており、保険料の納付記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年2月か3月ごろに自宅に市役所の職員と思われる人の訪問を受け、その人から勧められて国民年金への加入と保険料を3年分ぐらいさかのぼって納付したと申し立てているところ、当時は第1回特例納付期間であり、社会保険事務所では、国民年金未加入者や時効の到来した未納保険料のある者を対象に職員が戸別訪問し、資格取得及び特例納付を勧奨していた。一方、市役所では戸別訪問を行っていなかったことから、申立人宅を訪問したのは市役所職員ではなく、社会保険事務所の職員であったと考えれば、申立内容は当時の運用実態と符合する。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出管理簿により昭和47年3月1日に払い出されていることが確認でき、この手帳記号番号により、申立期間のうち45年1月から46年3月までの保険料は過年度納付、46年4月から47年2月までの保険料は現年度納付により納付することが可能である上に、44年以前の保険料を特例納付することも可能であった。

さらに、社会保険事務所の職員は現年度分の保険料を収納することができないため、申立人は特例納付分及び過年度納付分の保険料を納付したと推認でき、その保険料額は合わせて1万4,100円であり、2万円を出して

お釣りをもらったとする申立内容とおおむね符合する。

加えて、社会保険庁の記録では、申立期間は未加入期間とされているが、申立人は、20歳以上で被用者保険に加入していなかったことから、申立期間は本来、強制加入期間である。

一方、申立人が申立期間の保険料を納付したとする昭和47年3月の時点では、申立期間のうち46年4月から47年2月までの保険料は現年度保険料となり、社会保険事務所の職員が保険料を収納することはできない。

また、申立人が所持する国民年金手帳の昭和46年度の印紙検認記録欄を見ると、昭和47年3月分の欄には同月14日付けの検認印が押印されているが、その他の当該年度の欄は空欄となっている。

さらに、申立人は、保険料をさかのぼって一括して納付したのは昭和47年3月の一度だけであり、46年4月から47年2月までの保険料を翌年度以降に納付した記憶は無いとしていることから、当該期間の保険料は納付しなかったと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和43年6月から46年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の申立事業所における資格喪失日に係る記録を平成14年10月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年9月21日から同年10月21日まで

A社に平成11年3月から14年10月ごろまで勤務し、給与明細書では厚生年金保険料が43か月分控除されているにもかかわらず、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録では資格喪失日が14年9月21日、厚生年金加入月数は42か月となっていた。

退職日は覚えていないが退職願を14年10月末ごろに提出したはずなので、厚生年金保険の被保険者期間を再調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した平成11年3月分から14年10月分までの給与明細書により、11年3月から14年9月までの43か月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立事業所から提出された申立人の退職願の写しにより、申立人が申立期間の平成14年10月20日をもって退職し、それまでの間は申立事業所に勤務していたことが認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額から24万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が平成14年9月21日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年9月分の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を

行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

広島厚生年金 事案 741

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成8年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年7月31日から同年8月1日まで

私は、平成6年6月27日にA社に入社し、8年7月31日まで勤務したが、社会保険庁の記録によると、厚生年金保険の被保険者資格の喪失日は8年7月31日となっており、同年7月が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立事業所における退職年月日は、雇用保険の被保険者記録及び平成8年分給与所得の源泉徴収票の記録から平成8年7月31日であることが確認でき、また、源泉徴収票の社会保険料等の金額により申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所の平成8年6月の記録から32万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主が資格喪失日を平成8年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社における申立人の被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和50年6月1日）及び資格取得日（昭和50年8月11日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月1日から同年8月11日まで

私は、昭和46年2月16日にA社に正社員として入社し、50年9月1日に同一企業グループ会社であるB社に転社するまで継続して勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間においても、それまでと同じ業務を担当しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間のみ厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険被保険者の記録、申立事業所の発行した退職証明書及び同僚の証言により、申立人が申立期間においてA社（現在は、C社）に在籍していたことが確認できる。

また、C社は、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除の有無については、当時の関連資料が保存されていないため不明であるが、前後の期間において厚生年金保険に加入させ、保険料を控除しながら、申立期間の保険料のみ控除しなかったことは考え難いとしている。

さらに、申立人と同様に、昭和50年9月1日にA社で資格を喪失すると同時に、B社において資格を取得している者が申立人のほかに31人おり、これらの者の前歴を見ると、A社又は同一企業グループの事業所において、被保険者記録に空白期間のある者が26人みられる一方、被保険者記録が継

続している者が5人みられる。

加えて、B社は昭和50年9月1日に新規適用となっているが、商業登記簿により同年7月23日に設立されていることが確認でき、申立人及びこれらの同僚に係るD健康保険組合の記録は厚生年金保険の記録と一致していることから、申立事業所において、いったん資格喪失届を社会保険事務所に提出したものの、B社の新規適用が遅れることが分かり、再度資格取得届を提出し、その結果、申立期間が未加入期間となったと考えるのが自然であり、申立事業所において事務的過誤のあったことがうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和50年5月の社会保険事務所の記録から10万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無いため不明としているが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和50年6月及び同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和55年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年5月26日から同年8月1日まで

私は、昭和55年8月1日にA社から子会社のB社に出向した。A社には40年2月15日から55年8月1日まで継続して勤務し、厚生年金保険に加入していた（給与明細書あり。）。

しかし、社会保険事務所の記録では昭和55年5月26日をもってA社の厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことになっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所（承継事業所）の在職証明書及び申立人が記憶する役員（申立人のB社への出向をあっせん。）並びに同僚の供述から、申立人が申立期間において申立事業所に継続して勤務（昭和55年8月1日に申立事業所からB社に出向）していたことが認められる。

また、申立人が保管している申立事業所の給与明細書により、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、申立人と一緒に申立事業所からB社へ出向した役員及び上司は、昭和55年8月1日に申立事業所の被保険者資格を喪失し、同日にB社の被保険者資格を取得している。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料を事業主が納付する義務を履行したか否かについて

は、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年9月から38年3月までの期間及び39年3月から40年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ①昭和37年9月から38年3月まで
②昭和39年3月から40年9月まで

母親は、申立期間当時、婦人会の役員をしており、国民年金への加入などを地域の人に勧める立場であった。常に国民年金の大切さを語り、私に20歳の時から加入させたことを何度も話していた。12歳年上の姉も、母親に言われて昭和37年1月に国民年金に任意加入しており、自分も20歳の時から母親が加入してくれていたはずであるので、未加入とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び②において、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の母親は、国民年金制度開始時から保険料を納付しており、納付意識が高かったことはいかざるもの、申立人は、申立期間当時、国民年金の加入手続や保険料納付に直接関与しておらず、申立人の加入手続や保険料納付をしたとする申立人の母親も既に亡くなっているため、事情聴取をすることができず、申立期間当時の詳細な状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年10月ごろに払い出されたと推認され、その時点で申立期間①は時効により納付できないほか、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間は未加入期間であり保険料を納付することはできない。

2 申立期間①について、申立人は、その母親が実家のA市で国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてきていたと思うと供述しているが、当時、申立人は母親の居住するA市から住民票をB地へ移して母親とは別に住んでおり、母親が申立人の加入手続及び保険料の納付を行うこと

は不自然である。

- 3 申立期間②については、申立人が厚生年金保険に加入していた会社を退職後、実家に戻った時であるが、申立人の母親が申立人の国民年金資格の再取得の手続をしたことや、その後、婚姻するまでの保険料納付についての記憶も無く、A市の保存する国民年金被保険者名簿の昭和40年度の検認記録欄は、10月からの納付済みの記録となっており、それ以前は「納付不要」と押印されている。
- 4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から44年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から44年7月まで

申立期間は、国民年金に加入してもしなくてもよい任意加入の時期であったが、将来のことを考えて加入しておこうと、小さい子供を背負って、毎月、町役場へ行き、数百円ずつを支払い、国民年金手帳に領収印が押されていたことや、領収書をもらったことをはっきり記憶している。任意加入期間が無視されて未加入とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間における国民年金の加入手続及び保険料納付を始めたとする町営住宅の所在地であるA地区の「被保険者名簿見出表」(町保管)の中には、申立人の氏名は無い。

また、申立人の国民年金手帳記号番号払出日は前後の任意加入者の記録から昭和44年9月ごろと推定され、この時期には、申立人は申立期間における国民年金の加入手続をしたと供述しているA地区から同じ町内のB地区に転居している。このB地区の「被保険者名簿見出表」の中には、申立人の氏名及び基礎年金番号と同じ番号が「手帳番号」として記載されている。

さらに、転居は同じ町内のため、新たに国民年金手帳記号番号が払い出されることは考え難い上、申立人及びその夫が記憶する国民年金手帳の色は、申立人が供述する国民年金加入の時期に使用されていたものとは異なる。

加えて、申立人が申立期間のうち町営住宅に居住していた当時、申立人と一緒に町役場へ国民年金保険料を納付しに行ったとする者の記憶はあいまいである上、この者は、申立人が町営住宅に居住していたときに国民年

金に加入していた形跡は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年5月から46年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年5月から46年6月まで

私は、昭和42年から44年ごろにA市B町に転居し、市役所に転入手続に行った際、市職員から「今から掛けても充分間に合う。」と勧められたので、国民年金の加入手続を行い、それ以降は夫婦二人分の国民年金保険料を納付書により納付してきた。

しかし、社会保険庁の記録では、申立期間が未加入期間とされており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、C市からA市に転居した時に、転入手続とともに国民年金加入手続を行ったと申し立てているところ、戸籍の附票により、申立人は昭和44年1月にA市B町に転入していることが確認できるものの、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人がA市B町の次に移り住んだD町（現在は、A市）で払い出されており、国民年金手帳記号番号払出管理簿の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、国民年金加入手続は46年7月ごろに行われたと推認できる。

また、申立人の被保険者資格取得日は、社会保険庁のオンライン記録、社会保険事務所が保管する国民年金被保険者台帳、A市が保管する同被保険者名簿及び申立人の所持する年金手帳のいずれにおいても、昭和46年7月1日とされていることから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない上に、国民年金手帳記号番号払出管理簿の調査や氏名検索によっても、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の夫の申立期間に係る被保険者記録を見ると、国民年金保険料の未納期間又は厚生年金保険加入期間となっており、夫婦二人分の

国民年金保険料を一緒に納付したとする申立内容と符合しない上に、申立期間当時は印紙検認方式であることから、納付書により納付したとの申立内容とも符合しない。

加えて、申立人は、国民年金の加入手続をしたとする時期や場所、方法などの記憶があいまいであり、このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和45年6月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和45年6月から59年3月まで

私は、A県で1年ぐらい勤めをした後、母が経営する家業を手伝うようになった。私が手伝いだして1年から2年後に弟も学校を卒業して家業を手伝うようになり、現在まで家族で経営してきた。

私の家は、母が支払や金銭のやりくりをしており、父や弟の年金の保険料は全部支払われているが、私は不明となっている。母は既に亡くなっており、私は直接覚えていないが、年金支払帳に郵便局のスタンプを押したのが沢山あったのを覚えている。

父、母とも年金を全部もらっており、母が私の保険料を支払っているので未納となっていることに納得いかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出管理簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の弟と5番違いで払い出されており、申立人の前後の記号番号の被保険者資格取得日（任意加入者）から昭和59年6月ごろに払い出されたものと推認でき、これ以外に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間のうち、45年6月から57年3月までの期間は時効により納付することができない。

また、市が保管する申立人の国民年金被保険者名簿等によると、昭和59年6月29日に国民年金の加入手続を行い、45年3月4日にさかのぼって資格を取得（平成20年7月30日に資格取得日を昭和45年6月26日に変更処理）していることが確認できるとともに、59年8月21日に市が59年4月から60年3月までの現年度保険料の納付書を申立人に送付している記載があり、かつ、申立人の弟の被保険者名簿も加入手続、納付書の送付

時期等については同様の記載となっている。

さらに、申立人は、「母が父や弟の保険料を全部支払っていた。」としているところ、申立人の父は国民年金制度の創設時（昭和 36 年 4 月）から 60 歳まで保険料を完納しているが、申立人の弟は 20 歳（昭和 48 年 6 月）から昭和 59 年 3 月まで未納となっている。

加えて、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする申立人の母も死亡しており、当時の状況を聴取することはできない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立ての要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 9 月 1 日から 43 年 11 月 1 日まで
昭和 32 年 5 月 1 日に A 社に入社し、43 年 10 月 31 日まで靴を作る職人として働いた。

申立期間当時は、子供が病弱で、毎月のように通院しており、1 か月でも健康保険証が無ければ困るので、申立事業所に在籍していないはずはない。また、国民健康保険に加入した記憶も無く、申立期間には厚生年金保険の被保険者でもあったはずであるので、このことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の保管する健康保険厚生年金保険被保険者原票では、申立事業所における申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和 41 年 9 月 1 日、その備考欄には健康保険証を社会保険庁に返納したことを意味する「41. 9. 1 証返納」の押印があり、申立期間に係る加入記録は確認できない。

また、申立人の妻は、昭和 43 年 4 月 1 日から国民年金に、厚生年金保険被保険者の妻が加入する任意加入ではなく強制加入していることから、少なくとも申立人は、申立期間のうち 43 年 4 月 1 日以降は厚生年金保険被保険者ではなかったと考えるのが自然である。

さらに、社会保険庁の記録によると、申立人は、昭和 41 年 9 月 1 日から 43 年 11 月 1 日までの期間は国民年金に強制加入しており、この期間は申立期間と一致している上、この期間のうち、43 年 10 月分を除いて国民年金保険料が納付済みとなっていることから、申立期間において厚生年金保険被保険者であったとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとする事実を確認できる給与明細書等の資料も無く、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月 1 日から平成 9 年 9 月 1 日まで

私は、昭和 60 年 7 月 1 日から平成 13 年 2 月末まで A 町（現在は、B 市）立保育所で臨時職員として勤務した。当時はあらゆる面で正職員との格差があり、厚生年金保険にも加入させてもらえなかったが、平成 9 年 8 月末に当時の所長から臨時職員も厚生年金保険に加入できるようになったという話があり、同年 9 月以降は加入した。

しかし、A 町役場は昭和 58 年当時から厚生年金保険の適用事業所であり、臨時職員であっても厚生年金保険に加入することが可能であったにもかかわらず、当時、A 町役場からは全く説明がなく、このため申立期間が未加入期間とされたことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立事業所の給与は出勤簿の記録（勤務日数、時間数）に基づき算定され、その算定根拠及び算定結果を出勤簿に書き加えた写しを毎月、給与明細書の代わりに受け取っていたとしている。そこで、申立人から提出された出勤簿の写し（平成元年 9 月から 2 年 1 月まで）を見ると、給与から厚生年金保険料が控除された形跡は見当たらない。また、申立人自身も、申立期間においては給与から厚生年金保険料を控除されていなかったとしている。

さらに、申立人から提出された臨時雇用契約書（平成元年 10 月 1 日から 2 年 3 月 31 日まで）及び人事異動通知書（平成 9 年 4 月 1 日から同年 9 月 30 日まで）を見ると、1 日の勤務時間は 5 時間 30 分、勤務日数は各月において勤務を要する日数の 4 分の 3 未満とする旨の雇用契約が 2 か月ごとに交わされていたことが確認でき、申立事業所では、申立期間においては、

申立人について厚生年金保険の適用除外に該当する者として加入させない取扱いをしていたことが推認できる。

加えて、申立人は申立期間において国民年金に加入しており、5か月の未納期間及び1か月の法定免除期間を除く期間は申請免除期間とされていることから、申立期間当時、申立人は厚生年金保険に加入していないことを認識していたことが推認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 744

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 5 月 31 日から 25 年 4 月 10 日まで
私は、A社に入社して、昭和 24 年 3 月 1 日から厚生年金保険に加入し、25 年 4 月 10 日に同事業所が閉鎖されるまで勤務した。私と一緒に同事業所が閉鎖される時に退職した同僚は、同年 4 月 10 日まで厚生年金保険の加入記録があるものの、私の資格喪失日は 24 年 5 月 31 日とされており、申立期間の被保険者記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が同時期に申立事業所を退職した同僚として名前を挙げている者の記録を見ると、昭和 25 年 4 月 10 日（申立事業所の全喪日）に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。当該同僚に申立人の勤務実態を照会したところ、申立人が申立事業所に勤務していた記憶はあるとしているものの、申立人が退職した時期に関する供述内容は変転しており、その記憶はあいまいである上に、当該供述を裏付けるものは無い。

また、申立事業所の元事業主は既に死亡しており、申立人が申立期間において申立事業所に在籍していたことを裏付ける同僚の供述等の周辺事情も得られなかった。

さらに、申立事業所が適用事業所となった昭和 24 年 3 月 1 日に被保険者資格を取得している者が 19 人おり、このうち、事業所全喪日に資格を喪失している者は 5 人で、残りの 14 人は途中で資格を喪失していることから、申立人の資格喪失日が同年 5 月 31 日であることに不自然さは見い出せない。

このほか、申立人が申立期間において申立事業所に勤務し、事業主により厚生年金保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの申立内容及び収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 10 月 1 日から 15 年 12 月 1 日まで

私は、申立期間についてA社に勤務し、厚生年金保険に加入していました。平成 14 年 10 月から 15 年 8 月までの 11 か月間の標準報酬月額は 22 万円となっているが、給料より天引きされている厚生年金保険料の額と実際に納付されている保険料の額に「差」があるように思われるので、確認してください。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録及び申立事業所が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」により、申立期間における申立人の標準報酬月額は 22 万円であること、及び申立人が保管している給与明細書により、平成 14 年 10 月から 15 年 3 月までの 6 か月分の給与については、標準報酬月額が 28 万円として計算された厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

しかし、申立事業所では、誤った標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除していたことが判明したため、平成 15 年 4 月の給与で精算を行ったとしており、申立人が保管している同月の給与明細書においても過大に控除されていた期間の厚生年金保険料が返還されていることが確認できる。

なお、平成 15 年 4 月から同年 11 月までは、適正な標準報酬月額に基づく保険料が控除されている。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 747

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立 期 間 : 昭和27年1月4日から30年7月1日まで
私が昭和27年1月4日から30年7月1日までA社に勤務していた期間が、脱退手当金支給済みとなっていた。私は脱退手当金を受け取っていないし、退職金も受け取っていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁が保管する申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金の支給を意味する「脱手済」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年半後の昭和30年8月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者期間の被保険者記号番号は、申立期間と申立期間後に勤務した事業所とは別の番号となっており、脱退手当金を受給したために番号が異なっているものと考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

広島厚生年金 事案 748

第1 委員会の結論

申立期間について、申立人の厚生年金保険の被保険者資格取得日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年8月26日から31年9月1日まで

私は、昭和21年から28年8月31日までA社の事業主であり、28年9月1日から60年3月までは株式会社A社の社長であった。同じ事業所に勤務していたのに37月の未加入期間があるのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立事業所の商業登記簿から、申立人は申立事業所で申立期間において代表取締役として勤務していたことは確認できる。

しかし、社会保険事務所が保管している健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人は昭和28年8月26日に厚生年金保険被保険者資格を喪失し、31年9月1日に被保険者資格を再取得しており、また、申立期間について健康保険番号に欠番は無く、申立人の氏名も無い。

また、取締役3人のうち申立期間に申立事業所で厚生年金保険に加入しているのは1人だけで、残る1人は厚生年金保険の加入記録が無く、1人は別事業所で厚生年金保険に加入しており、当該別事業所の被保険者名簿を確認したが、申立期間について申立人の名前は無い。

さらに、申立事業所で経理事務等を担当していた公認会計士や申立人が記憶している部下は死亡しており、申立人の資格喪失等について供述を得ることはできない。

なお、申立人は、申立期間当時、唯一の代表取締役である上、申立人は社会保険事務所に提出する書類は公認会計士に作成を依頼し、申立人が確認の上で押印していたと供述しており、自身の資格喪失等について知り得る立場にあったと考えられる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立事業所における資格取得日に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 10 月 4 日から 41 年 9 月 1 日まで
② 昭和 42 年 3 月 1 日から 44 年 4 月 5 日まで
③ 昭和 44 年 7 月 3 日から 45 年 8 月 1 日まで

私は、昭和 45 年 8 月 1 日、出産のためにA社を退職したが、その際、脱退手当金を受給したことになっていることを「ねんきん特別便」で初めて知った。

しかし、i) 私が脱退手当金の受給申請をしたとされる時期や脱退手当金を受領したとされる時期には、A社所在地の都道府県に居なかったと思うこと、ii) 当時、健康保険からは出産手当金を受け取ったが、厚生年金保険から脱退手当金を受け取った記憶はまったく無いこと、iii) 仮に、私がA社を退職した時に脱退手当金の受給申請をしたとすれば、同社より前に退職した3事業所のうち、B社の被保険者期間だけ請求しないことは到底考えられないことから、私は脱退手当金を受給していないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の保管する申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の記載欄に丸印が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和45年10月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、社会保険事務所に保管されている申立人の「脱退手当金裁定請求書」等には申立人の署名、押印があるとともに、「厚生年金保険脱退手当金裁定伺」により昭和45年10月27日に送金（1年間受取可能）による脱退手当金の交付手続が行われたことが確認できる上、申立人から聴取しても受給した記憶が

無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

なお、申立事業所と被保険者記号番号が同一の事業所であるC社及びD社は合算されて脱退手当金が請求されているが、申立期間前のB社については被保険者記号番号が異なっていることから、計算対象とされなかったものと考えられる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。